総務省政策評価基本計画案の策定について

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)第6条により、 行政機関の長は、3年以上5年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画を定めるこ ととされている。

主要な政策については、あらかじめ平成24年度に実施する政策の目標を設定し、平成25年度にその達成状況について評価を実施することから、平成25年度から29年度までを対象期間とする総務省政策評価基本計画を策定するものである。

(施行期日)

平成24年5月中(予定)

(参照条文)

- 〇行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成十三年法律第八十六号)(抜粋)
- 第六条 行政機関の長(行政機関が、国家公安委員会、公正取引委員会又は公害等調整委員会である場合にあっては、それぞれ国家公安委員会、公正取引委員会又は公害等調整委員会。以下同じ。)は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2~3 (略)

- 4 行政機関の長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを総務大臣に通知すると ともに、公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。